

保護者の皆様

高知市立西部中学校
校長 宮川 幸人

台風等の自然災害時における臨時休業（休校）の判断基準について

台風や集中豪雨、地震などの自然災害時における臨時休校について、高知市校長会及び高知市教育委員会から、裏面のような基準が示されました。

西部中学校におきましても、高知市一斉の休校を除いて、この判断基準によって休校または授業を切り上げるなどの対応を検討することになります。また、給食の実施について、下記の点にご注意ください。なお、内閣府から新しく示された警戒レベルを下に掲載しますので参考にしてください。

記

○ 臨時休校の可能性がある場合の給食の対応について

- (1) 臨時休校の可能性がある場合、前日に高知市教育委員会から学校に連絡があります。給食センターの食材確保の関係で、臨時休校の有無に関わらず（平常授業でも）、その時点で通常の給食は行わないこととなります。
- (2) (1)の場合でも、給食センターからご飯だけは提供されますので、臨時休校とならなかった場合、おかずのみのお弁当の用意をお願いします。前日のお知らせとなり、ご迷惑をおかけしますがよろしくをお願いします。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警報発表時は、避難勧告等の対象範囲を再度確認	大雨特別警報 危険度分布 氾濫発生情報	5相当
4	速やかに避難 ・危険な区域の外の少しでも安全な場所へ速やかに避難	避難指示(緊急) ※緊急的又は重なる避難促進等場合に発令 避難勧告 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	大雨特別警報 土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報 極めて危険 非常に危険 氾濫危険情報	4相当
3	土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難	避難準備・高齢者等避難開始 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報 警戒(警報級) 氾濫警戒情報	3相当
2	ハザードマップ等で避難行動を確認	第2次防災体制 (避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 注意(注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。

※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

台風等の自然災害時における臨時休業(休校)の判断基準について

(令和元年7月2日現在)
高知市校長会
高知市教育委員会

以下の判断基準は、あくまでも原則です。危険が予測される場合は、以下の判断基準にかかわらず、保護者の判断でお子様を自宅待機させたり、登校を遅らせたりするなど状況に応じた対応をお願いいたします。また、臨時休業(休校)の場合、児童生徒のみなさんは、不要不急の外出を控えてください。ただし、危険だと感じられる場合や避難が必要な場合は、避難してください。

1 本判断基準を適用する学校

高知市立小・中・義務教育学校、高知特別支援学校、かがみ幼稚園
(高知商業高等学校、保育所、認定こども園、私立幼稚園は、別の判断となります。)

2 気象警報に対する判断基準

(1) 台風接近時や、事前に気象庁から警戒レベル3以上に相当する防災気象情報が発表されている場合

教育委員会から学校に前日の午後1時まで連絡し、学校から各ご家庭にお便り等でお知らせします。学校からの連絡に従ってください。

(2) 上の(1)以外の突発的な悪天候の場合

① 午前6時の時点で、高知市に、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれか1つでも発表されている場合は、臨時休業(休校)とします。

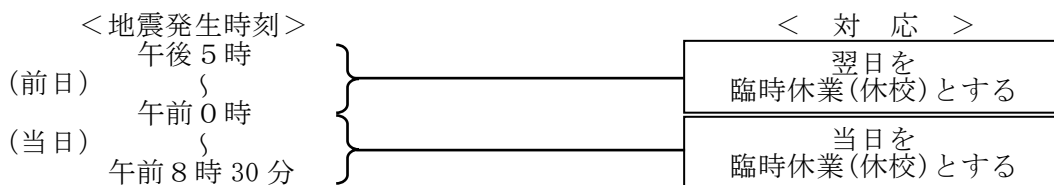
※ 特別警報のうち、「大雨(土砂災害、浸水害)」「暴風」「暴風雪」「大雪」の各特別警報を臨時休業(休校)の対象とします。

② これら以外の場合でも、臨時休業(休校)になる可能性があります。その場合は、高知市教育委員会 学校教育課のホームページでお知らせします。

(高知市教育委員会 学校教育課のホームページは、「高知市教育委員会 学校教育課」で検索してください。)

3 一定震度以上の地震の発生に対する判断基準

(1) 高知市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、臨時休業(休校)とします。



(2) 午前6時の時点で、高知市に、「大津波警報」「津波警報」のいずれかが発表されている場合は、臨時休業(休校)とします。

(3) これら以外の場合でも、臨時休業(休校)になる可能性があります。その場合は、高知市教育委員会 学校教育課のホームページでお知らせします。

(高知市教育委員会 学校教育課のホームページは、「高知市教育委員会 学校教育課」で検索してください。)

4 留意事項

その日をいったん臨時休業(休校)と判断した場合は、その後、天候等が回復したとしても、その日は終日、臨時休業(休校)とします。

5 給食について

(1) 『「2 気象情報に対する判断基準」の(1)』の場合、針木・長浜学校給食センター受配校(中学校13校)については、臨時休業(休校)にならなかった場合でも当日の給食はありませんが、これらの中学校13校には、ゆかりごはんを提供します。

(2) 『「2 気象情報に対する判断基準」の(2)』など、突発的な事情で臨時休業(休校)となった場合、既に食材の手配がされているため、給食を止めることができません。配送されている食材は別途使用するなど努力いたしますが、給食費は保護者負担となります。